

# 生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

## 福祉用具をレンタルする

### 福祉用具貸与

#### 【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。

- ①車いす◆
- ②車いす付属品（電動補助装置など）◆
- ③特殊寝台◆
- ④特殊寝台付属品（サイドレールなど）◆
- ⑤床ずれ防止用具◆
- ⑥体位変換器◆
- ⑦手すり（工事をともなわないもの）



- ⑧スロープ（工事をともなわないもの）
- ⑨歩行器
- ⑩歩行補助つえ
- ⑪認知症老人徘徊感知機器◆
- ⑫移動用リフト（つり具を除く）◆
- ⑬自動排泄処理装置★

◆印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。  
★印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。

#### ●自己負担について

※レンタル費用の1割です。支給限度額（9ページ参照）が適用されます。

※用具の種類や事業者により金額は変わります。

## 福祉用具を購入する

申請が必要です

### 特定福祉用具販売

#### 【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

- ①腰掛け便座
- ②自動排泄処理装置
- ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具  
の交換可能部品



#### ●自己負担について（受領委任払いの場合）

※自己負担した1割分の領収書などを添えて介護保険事務所に申請すると、10万円を上限に残りの9割が事業者に支払われます。

都道府県の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

事前の申請が必要です！

## 小規模な住宅改修

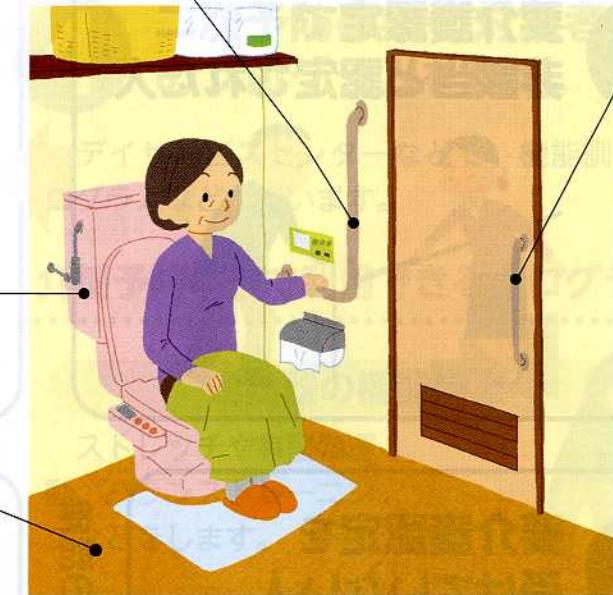
### 住宅改修費支給

#### 【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万を上限に費用の9割が支給されます。

- ①手すりの取り付け
- ②和式便器を洋式便器に取り替え、および、その際の洗浄機能付き便座の設置（便器の取り替えにともなう場合に限る）

- ③段差の解消
- ④引き戸などへの扉の取り替えやドアノブの取り替えなど
- ⑤滑りにくい床材に変更



## 手続きの流れ

（受領委任払いの場合）

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

介護保険事務所へ事前に申請

工事の実施・完了／請求書（全額分）の提出

領収書（費用の1割分）などを提出

住宅改修費を施工業者へ支給（費用の9割）

### 申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書  
ケアマネジャーなどに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの  
写真または簡単な図を用いたもの。
- 住宅の所有者の承諾書  
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

### 提出に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書  
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類  
改修後の日付入りの写真を添付。

#### ●自己負担について

※給付の審査後に20万円を上限に費用の9割が介護保険から工事業者に支払われますので、残りの金額を工事業者に直接支払います。

#### ※福祉用具購入・小規模な住宅改修について

福祉用具の販売事業者や住宅改修業者が介護保険事務所に受領委任払いの届出をしていない場合は「償還払い方式」となり、いったん利用者が購入費または改修費の全額を負担し、あとから9割が利用者に支給されます。